る自動車等持出困難区域内の自動車をいう。以下ト及び次号において同じ。）が対象区域内用途廃止等自動車」に、「当該対象区域内自動車」を「当該対象区域内自動車等」に改め、同項第二号中「当該対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等」を「対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車」に改め、同項第三号中「対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第二号」を「対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十四条第一項第二号」に、「自動車等に」を「自動車に」に、「当該自動車等」を「当該自動車」に改め、「同号イに規定する」を削り、同項第四号中「対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号」を「対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十四条第一項第三号」に、「自動車等に」を「自動車に」に、「当該自動車」に改め、「同号イに規定する」を削り、同項を附則第二十三条とする。

附則第二十四条第一項第一号中「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第十一項中「附則第三十三条第二十五項」を「附則第三十三条第二十二項」に、「同条第二十三項第一号」を「同条第二十項第一号」に、「同条第二十四項第二号」を「同条第二十一項第二号」に改め、同条第十二項中「附則第三十三条第二十九項」を「附則第三十三条第二十六項」に改め、同項第二号中「又は第十二項の規定の適用を受けようとする場合」を「の規定の適用を受けようとする場合」に改め、同号イ中「又は政令附則第三十三条第十七項第一号に規定する被災償却資産（以下この号において「被災償却資産」という。）」、「又は被災償却資産」、「又は第十二項」及び「又は償却資産」を削り、「代替家屋等」を「代替家屋」に改め、同号ロ中「又は被災償却資産」を削り、「代替家屋等」を「代替家屋」に改め、同号ハ中「又は同条第十七項第二号から第四号までに掲げる者」、「又は第十二項」、「又は同条第十七項第三号若しくは第四号」及び「、同条第十七項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書」を削り、同項第三号中「附則第五十六条第十三項の規定の適用を受けようとする場合　次」を「附則第五十六条第十二項の規定の適用を受けようとする場合　次」に改め、同号イ中「附則第五十六条第十三項」を「附則第五十六条第十二項」に改め、同号ハ中「附則第三十三条第二十項第二号」を「附則第三十三条第十七項第一号」に改め、同号ニ中「附則第三十三条第二十項第二号」を「附則第三十三条第十七項第二号」に、「附則第五十六条第十三項」を「附則第五十六条第十二項」に改め、同号ホ中「附則第五十六条第十四項第三号」に、「附則第五十六条第十三項」を「附則第五十六条第十二項」に、「附則第三十三条第二十項第一号」を「附則第三十三条第十七項第一号」に改め、同項第四号中「附則第五十六条第十四項又は第十五項の規定の適用を受けようとする場合　次」を「附則第五十六条第十三項又は第十四項の規定の適用を受けようとする場合　次」に改め、同号イ中「附則第五十六条第十五項」を「附則第五十六条第十四項」に、「附則第五十六条第十四項又は第十五項」を「附則第五十六条第十三項又は第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改め、同号ハ中「附則第三十三条第二十項第二号」を「附則第三十三条第二十項第一号」に、「同条第二十六項第二号」を「同条第二十五項第二号」に、「附則第五十六条第十四項又は第十五項」を「附則第五十六条第十三項又は第十四項」に、「同条第二十六項第三号」を「同条第二十五項第三号」に改める。

附則第二十五条を次のように改める。

第二十五条　削除

附則第二十六条の見出し中「附則第三十五条第九項」を「附則第三十五条第四項」に改め、同条第一項から第六項までを削り、同条第七項中「対象区域内軽自動車等（法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内軽自動車等（二輪のものを除く。）を「対象区域内軽自動車（法附則第五十四条第一項に規定する自動車等持出困難区域（次項及び第三項において「自動車等持出困難区域」という。）内の三輪以上の軽自動車をいう。以下この項」を「買主。第一号イ」に、「当該対象区域内軽自動車等」を「当該対象区域内軽自動車」に、「附則第三十五条第十項」を「附則第三十五条第四項」に改め、同項第一号イ中「対象区域内用途廃止等自動車等（三輪以上の軽自動車に限る。以下この項において同じ。）を「法附則第五十八条第一項に規定する政令で定める三輪以上の軽自動車（以下この項において「対象区域内用途廃止等軽自動車」という。）に、「個人番号又は法人番号」を「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下イ、次項第一号イ及び第三項第一号イにおいて同じ。）又は法人番号（同条第十六項に規定する法人番号をいう。以下イ、次項第一号イ及び第三項第一号イにおいて同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地。次項第一号イ及び第三項第一号イにおいて同じ。）」に、「当該対象区域内用途廃止等自動車等」を「当該対象区域内用途廃止等軽自動車」に改め、同号ロ中「当該対象区域内用途廃止等軽自動車の法附則第五十八条第一項」に改め、同号ハ中「当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第二号」を「対象区域内用途廃止等軽自動車が法附則第五十八条第一項第二号」に、「自動車等に」を「軽自動車に」に改め、同号ニ中「当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号」を「対象区域内用途廃止等軽自動車が法附則第五十八条第一項第三号」に、「自動車等に」を「軽自動車に」に改め、同号ホ中「当該対象区域内用途廃止等自動車等」を「対象区域内用途廃止等軽自動車」に、「法附則第五十七条第二項第二号イ若しくは第三号イ」を「使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第十一項」に改め、「引取業者」の下に「（第三号及び第四号において「引取業者」という。）」を加え、同号ヘ中「法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等」を「対象区域内軽自動車が対象区域内用途廃止等軽自動車」に、「当該対象区域内自動車等」を「当該対象区域内軽自動車」に改め、同項第二号中「対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第一号」を「対象区域内用途廃止等軽自動車が法附則第五十八条第一項第一号」に、「自動車等で」を「軽自動車で」に、「用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書」を「道路運送車両法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（次号において「軽自動車検査記録事項等証明書」という。）であつて用途を廃止した軽自動車が対象区域内用途廃止等軽自動車に該当することとなつたことを証するもの（次号及び第四号において「用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書」という。）」に改め、同項第三号中「対象区域内用途廃止等軽自動車が法附則第五十八条第一項第二号」に、「自動車等に」を「軽自動車に」に、「当該自動車等」を「当該軽自動車」に改め、「同号イに規定する」及び「（以下この号において「引取業者」という。）」を削り、「解体軽自動車検査記録事項等証明書」を「軽自動車検査記録事項等証明書であつて解体した軽自動車が対象区域内用途廃止等軽自動車に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び次号において「解体軽自動車検査記録事項等証明書」という。）」に、「当該自動車を」を「当該軽自動車を」に改め、同項第四号中「対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号」を「対象区域内用途廃止等軽自動車が法附則第五十八条第一項第三号」に、「自動車等に」を「軽自動車に」に、「当該自動車等」を「当該軽自動車」に改め、「同項第三号イに規定する」を削り、同項を同条第一項とし、同条第八項中「対象区域内軽自動車等のうち」を「対象区域内二輪自動車等（自動車等持出困難区域内の」に改め、「をいう」の下に「。以下この項各号において同じ。）をいう」を加え、「買主。以下この項」を「買主。